

お知らせ

記者発表資料 配付日時	平成31年3月19日 16:00
----------------	---------------------

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、鳥取市政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ



「道の駅」の新規登録について ～「道の駅 西いなば 気楽里」が登録されました～

このたび、国土交通省道路局において、鳥取県内で17番目の「道の駅 西いなば 気楽里」が平成31年3月19日付けで登録され、中国地方の「道の駅」は、全部で104駅となりました。

「道の駅 西いなば 気楽里」は、2019年度のオープンを目指し、現在整備中です。

なお、全国では「道の駅」が新たに9駅登録され、合計1,154駅になりました。

【新規登録された「道の駅」の概要】

○道の駅 西いなば 気楽里

設置者：鳥取市

住所：鳥取県 鳥取市 鹿野町 岡木 280-3

主な特徴：

- ・道の駅から周辺の田園風景や山並みを望み、癒しを提供できる開放・快適空間。
- ・地元の農産物、特産物の提供により地産地消を推進。
- ・周辺の自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入等による安全で安心な拠点づくり。
- ・浜村温泉・鹿野温泉を足湯で体験

<問い合わせ先>

○「道の駅」全体に関する問い合わせ

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

道路部 交通対策課長 後藤 英夫（内線4511）

【担当】道路部 交通対策課長補佐 岡本 慎二（内線4512）

○今回登録の「道の駅 西いなば 気楽里」に関する問い合わせ

鳥取市 0857-20-3258（直通）：（平日・昼間）

都市整備部 都市企画課長 稲干 典史

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 岩下 恭久（内線2117）

企画部 環境調整官 井上 和久（内線3114）

道の駅「西いなば気楽里」

◆路線名：主要地方道郡家鹿野気高線こおげ しかの けたか

◆所在地：鳥取県鳥取市鹿野町岡木280-3とっとりけん とっとりし しかのちょうおかき

◆面積及び施設等

- ・面積：19,062㎡
- ・道路管理者（鳥取県）：駐車場93台、トイレ37器、情報休憩コーナー
- ・鳥取市：駐車場48台、トイレ7器、パウダールーム、
体験加工室・地域交流室、レストラン、物産コーナー、農畜産・海産加工室、
ファストフード、飲食コーナー、コンビニ、備蓄倉庫、足湯、多目的用地、
太陽光、非常用発電機、木質バイオマスボイラ
- ・整備手法：一体型

◆オープン予定：2019年度

◆特徴

- ・道の駅から周辺の田園風景や山並みを望み、癒しを提供できる開放・快適空間。
- ・地元の農産物、特産物の提供により地産地消を推進。
- ・周辺の自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入等による安全で安心な拠点づくり。
はまむら しかの
- ・浜村温泉・鹿野温泉を足湯で体験。

イメージパース

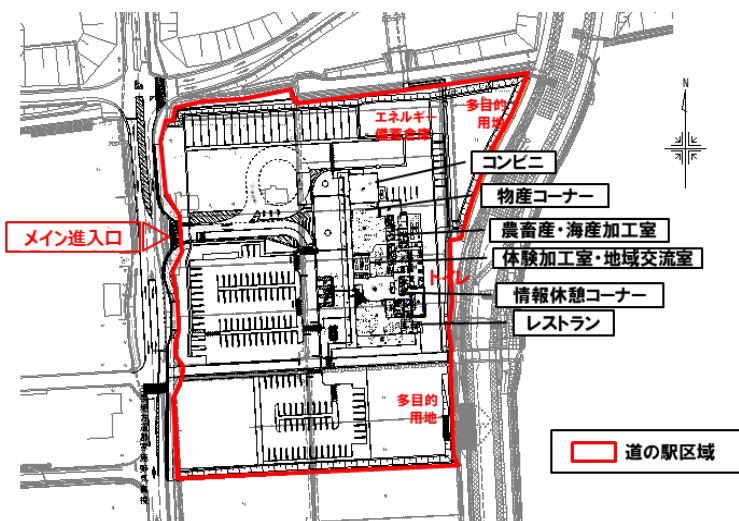


位置図



出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)

平面図

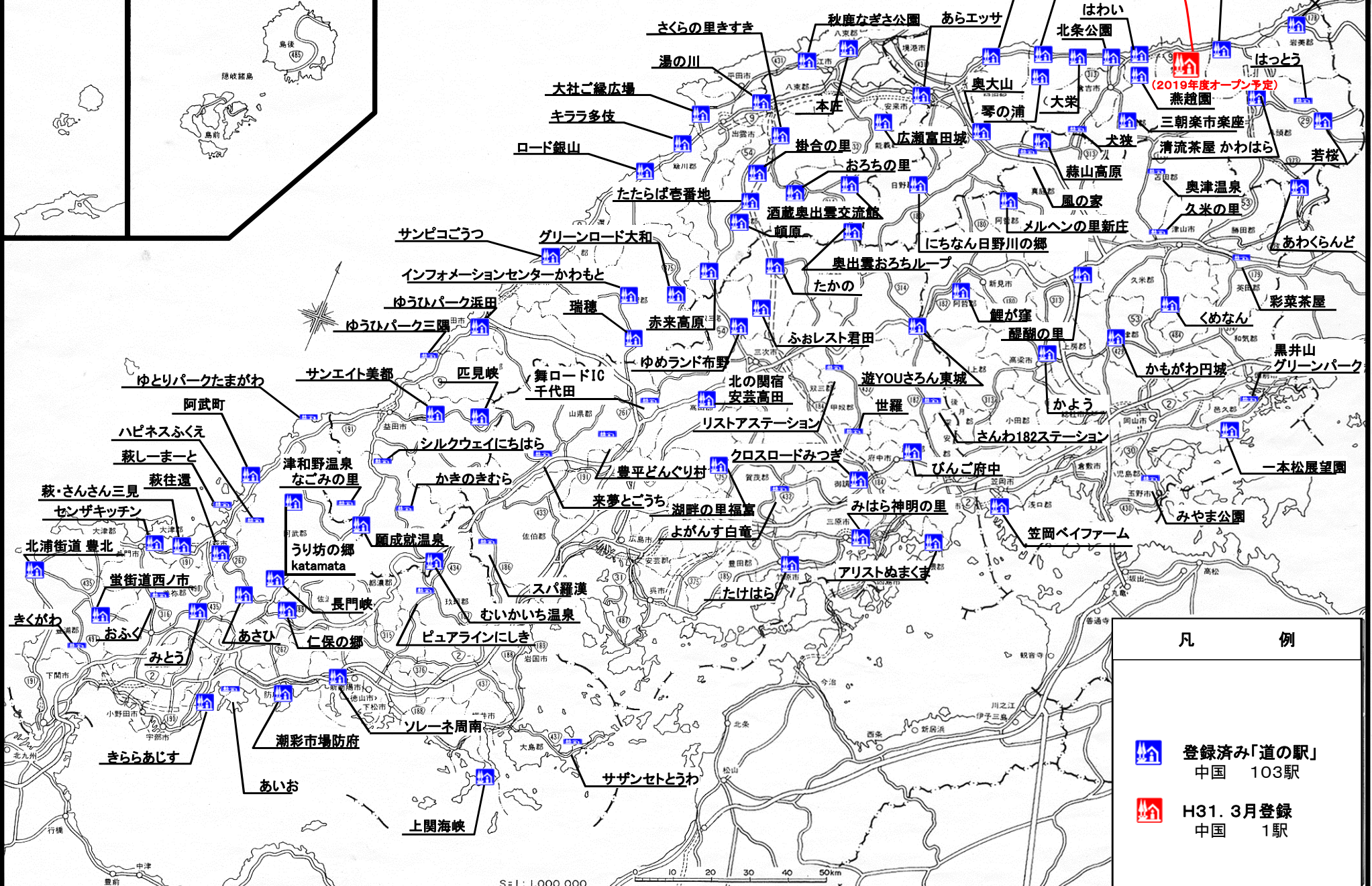




位置図



出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)

「道の駅」登録箇所(中国地方)



凡 例	
	登録済み「道の駅」 中国 103駅
	H31. 3月登録 中国 1駅



「道の駅」について

1. 目的

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、並びに地域振興に寄与することを目的としています。

2. 「道の駅」の基本コンセプト

「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、「地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場」です。

3. 機能

「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

4. 主な登録要件

(1) 休憩施設

- 駐車場：道路利用者が24時間無料で利用できる十分な容量の駐車場
- トイレ：清潔で24時間利用可能なトイレ、障害者用トイレも設置
- 子育て応援施設：24時間利用可能な乳幼児に対する授乳やおむつ交換が可能なスペース

(2) 情報発信施設

- ・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できること

(3) 地域連携

- ・地域の歴史文化を紹介する教養施設、地域の特産品等を紹介する農産物直販所などの地域振興施設

(4) 設置者

- ・市町村又は、市町村に代わり得る公的な団体※

※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人、地方公共団体が推薦する公益法人

(5) その他の配慮事項

- ・施設及び施設間を結ぶ主要経路は、バリアフリーとなっていること